

新潟市立図書館広告事業仕様書

1 募集内容

(1) 事業名称

新潟市立図書館広告事業

(2) 事業内容

新潟市立図書館広告事業を行う者（以下、事業者という。）が、民間企業等の広告主を募集し、図書館施設内に企業周知パネルの設置による広告を掲載できるものとする。

(3) 広告事業実施図書館

<別表1>のとおり

(4) 広告設置日・期間等

- ① 令和5年2月1日までに設置すること。なお、設置工事の等の日程については、市と協議すること。
- ② 設置期間は、設置日から令和5年3月31日までとする。ただし、設置日から5年を限度とし、双方の合意により毎年度更新することができるものとする。

(5) 広告媒体の枚数・規格等

企業周知パネル（以下、「広告パネル」という。図書館施設内に設置）

【枚数】 全館合計 23 枚 <別表2>

【規格等】

- ・設置は、広告パネルを設置する壁面・柱等の状況に合わせた方法とする。
- ・設置枚数、サイズについては、図書館ごとに指定する。 <別表2>
- ・各図書館における設置場所は、図書館ごとに本市と協議のうえ設置すること。
- ・館内の装備と調和のとれた色合い・デザインにし、設置等については、安全に配慮すること。
- ・使用する材質については、環境に配慮すること。

(6) 広告の内容審査等について

- ① 広告を掲載できる者及び広告等については、「新潟市広告掲載要綱」、「新潟市広告掲載基準」に定めるところによる。
- ② 広告の掲載にあたっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。
- ③ 広告物の出力見本の提出後、本市において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、本市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、事業者は、速やかに対応しなければならない。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。

(7) 広告内容の責任について

- ① 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わない。
- ② 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び、広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。
- ③ 本市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、本市は責任及び負担を負わない。
- ④ 広告の掲載にあたっては、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。

(8) その他

- ① 設置等に伴う工事については、図書館躯体への影響、安全等について担当部署と十分協議するとともに、維持管理・保守、撤去及び原状回復についても同様とする。
- ② 広告パネルの撤去時には原状回復すること。

2 協定の締結及び経費負担等

- (1) 当事業の実施にあたり、設置・運用等に係る協定を締結すること。
- (2) 本事業に関する一切の費用（広告パネル製作設置、運用、維持管理、移設撤去等に係る費用）は事業者が負担することとする。
- (3) 行政財産使用料
 - ① 広告パネルの設置にあたっては、新潟市公有財産規則及び関連規定に基づき、市に行政財産使用許可書を提出し、設置期間の使用許可を受けること。
 - ② 使用許可を受けるにあたり、新潟市財産条例及び関連規定に基づく行政財産使用料を市の発行する納入通知書により、期日までに納めること。

【計算式】 設置面積（広告パネル1枚当たりの設置面積に設置枚数を乗じる）に応じ、新潟市財産条例 別表（第2条関係）「4 建物の使用」により算出する額

$$\left[\begin{array}{l} \text{参考：令和4年度使用料} \\ \text{中央図書館にB1サイズ広告パネル（幅728mm×高さ1030mm} \\ \text{×奥行12mm）1枚を壁面に設置した場合} \quad 101 \text{円/年} \end{array} \right]$$

(4) 広告料

- ① 行政財産使用料とは別に、事業者が提案する広告料（様式2）に相当する額を市の発行する納入通知書により、期日までに納めること。
- ② 1か月に満たない期間の広告料は、1か月を30日として日割計算した額とする。

(5) 納入された行政財産使用料・広告料は返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由で、広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

- (6) 合理的な理由により、広告パネル及び広告ステッカーの移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。

3 その他

- (1) 事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
- (2) 本市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示することができるものとする。
- (3) 広告物の内容等に疑義が生じた場合は、本市と十分に協議を行うものとする。
- (4) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。

<別表 1 >

広告事業実施図書館

図書館名		所在地	開館時間及び休館日	令和3年度 入館者数 (人)
1	中央図書館	中央区明石2-1-10	月～土曜日 午前10時～午後8時 日・祝日 午前10時～午後5時 第1水曜日, 第2金曜日, 年末年始(12/29～1/3)は休館 蔵書点検期間(8日程度)は休館	382,123
2	生涯学習センター図書館	中央区礎町通3ノ町 2086番地	火～土曜日 午前10時～午後8時 日・祝日 午前10時～午後5時 毎週月曜日, 第1水曜日, 年末年始(12/29～1/3)は休館 蔵書点検期間(8日程度)は休館	181,359
3	豊栄図書館	北区東栄町1-1-35	月～木・土曜日 午前10時～午後7時 日・祝日 午前10時～午後5時 毎週金曜日, 第1水曜日, 年末年始(12/29～1/3)は休館 蔵書点検期間(8日程度)は休館	135,689
4	山の下図書館	東区古川町4-12		62,180
5	亀田図書館	江南区茅野山3-1-14		146,528
6	新津図書館	秋葉区日宝町6-2		135,082
7	白根図書館	南区田中383番地		88,275
8	坂井輪図書館	西区寺尾上3-1-1		266,654
9	西川図書館	西蒲区曾根2046番地		69,783

<別表 2 >

広告事業実施図書館 広告パネル枚数・サイズ

図書館名		広告パネル	
		掲出可能箇所 (1箇所パネル1枚)	掲出可能サイズ・枚数
1	中央図書館	7	B 1 サイズ× 7 枚
2	生涯学習センター図書館	2	B 1 サイズ× 2 枚
3	豊栄図書館	2	A 1 サイズ× 2 枚
4	山の下図書館	2	B 1 サイズ× 1 枚 A 1 サイズ× 1 枚
5	亀田図書館	2	A 1 サイズ× 2 枚
6	新津図書館	2	B 1 サイズ× 2 枚
7	白根図書館	2	B 1 サイズ× 1 枚 A 1 サイズ× 1 枚
8	坂井輪図書館	2	B 1 サイズ× 2 枚
9	西川図書館	2	A 1 サイズ× 2 枚
合 計		2 3	